

P T A 会 員 各 位



令 和 2 年 1 1 月 吉 日
江戸川区立第六葛西小学校
P T A 会 長 二 瓶 充
学 校 長 山 本 浩 一

こども 1 1 0 番『ぴよぴよマーク』のお知らせ

1. 趣 旨

幼児、児童、生徒が被害にあう事件、犯罪に対し、子どもたちが助けを求められる避難環境をつくるとともに、安心して生活できる地域環境づくりを目指します。そのため、子どもが何かあったときに身近に緊急避難できる場所である『ぴよぴよマーク』のこども 110 番を学校近隣地域で推進します。

2. 実施団体・協力団体

実施団体…………江戸川区立小学校 P T A 連合協議会
(以下、江小 P 連とする。江戸川区内 69 小学校)
協力団体…………江戸川区立幼稚園父母の会
江戸川区立中学校 P T A 連合協議会
江戸川区教育委員会
江戸川区内警察署
青少年育成地区委員会 ほか

3. 実施体制と事業内容の概略

- ① 本事業は江小 P 連の指導のもとに学校と協力の上、本 P T A が実施します。
- ② 本事業の設置・維持管理をします。
- ③ 緊急避難時の対処をします。(「こども 110 番・緊急避難所 運用マニュアル」をご参照ください。)
- ④ 今年度の緊急避難所は『ぴよぴよマーク』ステッカーの貼ってある場所です。
- ⑤ 本事業については、万が一のときの保障として団体保険に加入しております。

「こども 110 番・緊急避難所」運用マニュアル

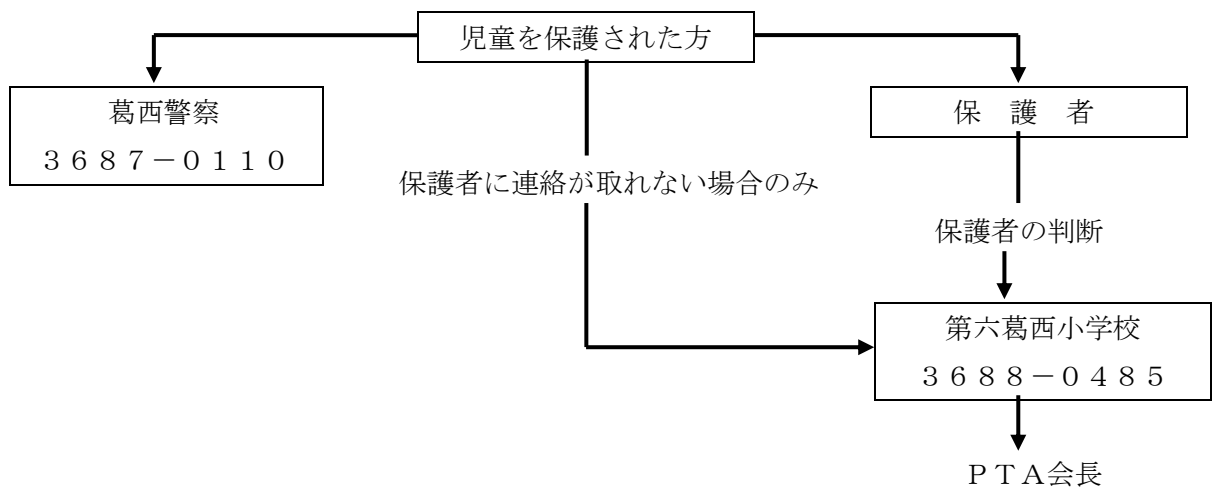
緊急避難児童への対応

1. 児童を保護する。
2. 事情を聞く
3. 葛西警察へ連絡する。葛西警察署 生活安全課 3 6 8 7 - 0 1 1 0
「こども 110 番—緊急避難所の〇〇です。こどもが保護を求めてきました。……と
いう事情です。指示をお願いします。」など
4. 保護者へ連絡
事情によっては、警察よりも保護者を先にしてください。

学校への連絡

原則として学校への連絡は、保護者の判断で保護者より行ってください。

緊急避難児童を保護した時の連絡の流れ



児童のプライバシー保護について

緊急避難児童のプライバシーを守るため、格別の配慮をお願いいたします。

責任問題について

「こども 110 番」は皆様のご好意により行われています。児童を保護された方には責任はありません。